

No.	②-2		R 7 当初予算額 R 6 補正予算額	3,986 百万円の内数 2,618 百万円の内数
事業名	携帯電話等エリア整備事業（情報通信インフラ整備加速化パッケージ）		府省庁名	総務省
概 要	携帯電話は国民生活に不可欠なサービスとなっているが、地理的な条件や事業採算上の問題により、サービスを利用することができない地域や 5 G 等の高度化サービスが利用できない地域がある。このような地域において携帯電話を利用可能とするとともに、5 G 等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。			
支援対象	地方公共団体、無線通信事業者等	補助率	1／2、3／5、2／3、3／4、4／5	
対象事業	離島等の条件不利地域において、携帯電話を利用可能とするため又は 5 G 等による高度化無線通信を可能とするために、地方公共団体や無線通信事業者等が、携帯電話の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、国がその整備費用の一部を補助する。			
支援内容	ア 事業主体：地方公共団体、無線通信事業者等 イ 対象地域：地理的に条件不利な地域（離島、過疎地、辺地、半島など） ウ 補助対象：基地局施設（鉄塔、局舎、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）、高度化施設（5 G 等の無線設備等）の設置費用、伝送路施設の運用費用（中継回線事業者の設備の 10 年分の使用料） 等 エ 補 助 率：1 社整備：1／2、複数社整備：2／3 等 ※離島地域においては、1 社整備：3／5、複数社整備：3／4 に嵩上げ			
離島での実績	H29 伊豆島しょ部（神津島-式根島-新島：伝送路施設設置費用） H29 伊豆島しょ部（新島-利島-大島：伝送路施設設置費用） H30 伊豆島しょ部（八丈島、青ヶ島：伝送路施設設置費用） H30 鹿児島県十島村（中之島-諏訪之瀬島-平島：伝送路施設設置費用） R1 鹿児島県十島村（中之島-口之島、宝島-小宝島：伝送路施設設置費用） R1 鹿児島県瀬戸内町（奄美大島～加計呂麻島：伝送路施設設置費用） R1 長崎県対馬市（基地局設置費用） R2 島根県隠岐の島町、沖縄県竹富町（高度化施設設置費用） R3 鹿児島県龍郷町（基地局設置費用）、沖縄県大宜味村（高度化施設設置費用） R4 新潟県佐渡市、島根県隠岐の島町など 27 件に交付決定（高度化施設設置費用） R5 東京都神津島村など 22 件に交付決定（高度化施設設置費用） R6 鹿児島県宇検村など 5 件に交付決定（基地局設置費用） （注）実施中のものを含む。			
備 考				
担当部署	総務省総合通信基盤局 電波部 移動通信課			
連絡先	TEL 03-5253-5894			
参照 HP	http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/index.htm			